

【移住支援金対象法人登録を検討されている企業様・団体様向け】

岩手県移住支援事業 よくあるご質問 Q & A

Q1 個人事業主、法人格を持たない団体は、対象就業先として認められるか。

A1 反社会勢力等でないこと、雇用保険の適用事業主であること等が把握できる場合には対象とすることができます。

Q2 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所は、対象就業先として認められるか。

A2 認められます。

Q3 就業条件等に関する事項について、「申請時において当該法人に連続して3ヵ月以上在職していること」の在職期間に試用期間を含めてよいのか。

A3 含めて構いません。

Q4 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業以外は対象とのことだが、「営利を目的とする私企業」とはどのようなものか。

A4 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社が想定されています。

Q5 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれるのか。

A5 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人及び第三セクターが想定されています。

Q6 第三セクターとはどのような法人をいうのか。また、出資金や地方公共団体からの補助金の該当の有無については、何をもって判断するのか。

A6 第三セクターとは、以下の法人のことを言います。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。
- ・ 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。

Q7 「勤務地限定型社員」は、どこまでの範囲が認められるのか、例えば、県内は良いが、複数県にまたがる範囲は認めないなどの範囲の制約はあるのか。

A7 勤務地限定社員の考え方は、東京圏（条件不利地域を除く）への転勤の可能性がないことが担保されれば、本社が東京圏（条件不利地域を除く）にあっても本事業の対象とすることが適当との判断によるものです。そのため、東京圏（条件不利地域を除く）への転勤の可能性がなければ、範囲は特に指定しません。

Q8 要件の一つである「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗業者でないこと」について、一般的な観光用のホテルでも、酌婦やコンパニオンを雇う可能性があるため風俗営業の届を出しているが、対象外となるのか。

A8 旅館事業者などで、許可を受けているが接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合については、例外として移住支援金の対象法人としますので、ご相談ください。